最終更新日：2020年6月26日
テイカ株式会社
代表取締役 社長執行役員 山崎　博史
問合せ先：総務部　TEL 06-6208-6400
証券コード：4027
http://www.tayca.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、迅速かつ的確な意思決定及び経営の透明性・健全性の維持向上に努めることにより、株主や顧客などさまざまなステークホルダーから信頼される企業経営の確立を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1　任意の諮問委員会の設置】
当社は、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役の指名、報酬にあたっては、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会にて決定しており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】
当社は、企業価値を向上させるための中長期的視点に立ち、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など、政策的な目的により必要とする株式かを総合的に検討し、保有しております。保有株式については、取引の状況や資本コスト等を踏まえた採算性を精査し、継続保有の可否について定期的に取締役会にて検証しております。なお、検証の結果、継続保有する必要がないと判断される株式は売却を進めるなど、政策保有の縮減を図っております。
政策保有株主の議決権行使については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先の経営方針を尊重した上で、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から議案ごとに確認し、議決権の行使を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間取引】
当社が当社役員と取引を行う場合は、取締役会規則に基づき、当該取引につき取締役会に付議し、決議しております。加えて、会社法等関連法規に基づき適時情報を開示しております。また取締役会は、当社役員に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。
当社が主要株主等と取引を行う場合は、取引内容の合理性及び妥当性について確認を行った上で、一般的取引条件と同様に決定しております。加えて、会社法等関連法規に基づき適時情報を開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
確定給付年金の積立金については、規約を定め運用を行っております。当該規約に委託する資産管理運用機関、資産構成割合等を定め、適切な資産の管理及び運用ができる体制を整備しております。

【原則3-1 情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループの「経営の理念」、「経営の方針」は、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。また、当社グループは、次の100年に向けた新たな長期経営ビジョン【MOVING-10】および4ヶ年の新中期経営計画（2020-2023年度）【MOVING-10 STAGE1】を策定しております。その概要は当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。長期経営ビジョン【MOVING-10】では、10年後の2030年3月期に営業利益率15%、ROE12%を目指します。また、新中期経営計画（2020-2023年度）【MOVING-10 STAGE1】では、より収益性を重視した活動のもと「変革による拡大」と「新素材の創出」に重点的に取り組むことで、業容拡大と収益基盤の強化を図り、2024年3月期に売上高550億円、営業利益75億円、営業利益率14%、ROE9%、EBITDA110億円を目指します。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1．基本的な考え方」に記載のとおりであります。
（ⅲ）経営陣幹部、取締役報酬を決定するに当たっての方針と手続き
経営陣幹部、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成し、株主総会の決議により決定した年間報酬総額の限度額内で決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとし、株主総会の決議により決定した年間報酬総額の限度額内で決定しております。
手続きとしては、経営陣幹部、取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬は、代表権のある取締役が原案を作成し、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役に対する報酬は、監査等委員の協議により決定しております。
（ⅳ）経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
経営陣幹部、取締役選任にあたっては、会社の各機能、各部門をカバーできる知識・経験・能力のバランス、適正かつ迅速な意思決定のための適材適所の人材配置の観点等を総合的に勘案し、人材を選定しております。手続きとしては、経営陣幹部、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任は、代表権のある取締役が上記方針に基づき合致した人材を選定、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会にて決定することとしております。監査等委員である取締役の選任は、代表権のある取締役が上記方針に合致した人材を選定、監査等

委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定することとしております。
経営陣幹部、取締役解任提案にあたっては、選任資格に定める資質が認められなくなった場合、公序良俗に反する行為を行った場合、職務を懈怠することで著しく企業価値を毀損させた場合等を解任基準としております。解任手続きとしては、上記基準を踏まえた上で、取締役会にて決定することとしております。

（ｖ）経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名の説明
経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名の説明については、「株主総会招集ご通知」に開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】
取締役会規則において決議を要する事項を定め、取締役会自身として何を判断し、決定するのか明確にしております。その他の経営上重要な業務執行における方針・計画並びにその業務の執行については、経営会議で協議決定しており、それ以外の個別の業務執行については、職務権限規則を定め、委任の範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たしていることを基準としております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模等の考え方】
取締役の選任にあたっては、会社の各機能、各部門をカバーできるバランス、ジェンダーや国際性の面を含む多様性、適正かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点等を総合的に勘案し、検討を実施しております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】
取締役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告及び有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
取締役会の実効性の評価については、今年3月に全ての取締役に対する自己評価アンケートを実施し、取締役会の実効性の分析・評価を行いました。
その結果、当社取締役会は適正かつ効率的に運営されており、実効性は概ね確保されているとの評価に至りました。一方で、取締役会の実効性をさらに向上させるためには、経営戦略の視点にもとづいた議論をより一層充実させることが必要である等の意見もあり、これらの意見を踏まえて、引き続き改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】
社外取締役に対しては、当社グループの事業の内容及び組織等に関する理解を深めるための情報提供、工場見学等を行っております。また、取締役に対しては、その役割及び責務を果たすために必要とする事業、財務、組織等に関する知識を取得する機会の提供、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主や投資家との対話について、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと位置づけ、継続的に取り組んでおります。
（ｉ）株主との対話については、総務部管掌役員が統括し、様々な取り組みを実施しております。
（ⅱ）総務部、経理部、経営企画部等の関連部署が提携し、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。
（ⅲ）個別面談以外の対話の手段としては、総会後の株主懇談会や個人投資家向け会社説明会の開催、年度報告書の発行等を行っており、今後は個人投資家向け会社説明会を定期的に実施するとともに、手段の更なる充実を図ってまいります。
（ⅳ）対話を通じて把握した株主の意見等は、適宜経営陣や関連部署へ報告し、情報の周知、共有化を図っております。
（ｖ）インサイダー情報を適切に管理するために、内部者取引管理規則を策定し、管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
KBL EPB S.A. 107704	2,918,200	11.34
三井物産株式会社	1,784,094	6.93
三菱商事株式会社	1,630,343	6.34
山田産業株式会社	1,470,160	5.71
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,009,000	3.92
テイカグループ持株会社	976,677	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	864,600	3.36
日本土地建物株式会社	694,500	2.70
関西ペイント株式会社	612,470	2.38
住友商事株式会社	500,000	1.94

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田裕幸	他の会社の出身者								○			
田中　等	弁護士								○			
山本浩二	学者											○
尾﨑まみこ	学者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
				＜選任理由＞ これまでに培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、これまでに培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を

山田裕幸	○	○	当社の取引先である山田産業株式会社の代表取締役社長であります。	当社の経営監督に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。 また、左記のとおり同氏は当社取引先の代表取締役社長でありますが、その取引額は少額であり、主要な取引先には当たらないため、意思決定に対して影響を与え得る取引関係にありません。そのため当社は、同氏が当社経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれはない中立、公正な立場を保持していると判断しております。
田中　等	○	○	当社の顧問契約締結先である弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であります。	＜選任理由＞ 弁護士として企業法務に精通しており、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。 また、同氏の所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で、顧問契約に基づき顧問料を支払っておりますが、金額は同法人の規模に比べて少額であります。そのため当社は、同氏が当社経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれはない中立、公正立場を保持していると判断しております。
山本浩二	○	○	当社との間には特別の利害関係はありません。	＜選任理由＞ 長年にわたる大学教授としての会計学等の専門的な知識、豊富な経験を当社の経営監督に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営監督に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。
尾﨑まみこ	○	○	当社との間には特別の利害関係はありません。	＜選任理由＞ 大学教授及び技術系研究者として長年にわたり活躍しており、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなど、これまでに培ってこられた専門的見識及び豊富な経験を当社の経営に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	1	1	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会より補助すべき取締役及び使用人の設置を求められていないため。
ただし、監査等委員会及び監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員が意見交換し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性と監査等委員会及び監査等委員からの指

示の実効性を確保したうえで決定し、監査等委員会補助スタッフを置く。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は会計監査人からの監査計画に基づき、棚卸等の監査立会、期中での定期的な打ち合せ、会計処理に関する意見交換等を常に行うとともに、必要に応じ随時情報交換し、相互の連携を高めております。
監査等委員は内部監査室と連携のもと、内部監査の実施、方針、計画の妥当性、監査結果の報告、問題点の是正勧告等につき、相互に協議し、推進しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成し、業績連動報酬については、営業利益、売上高営業利益率等の各指標の達成度と役員報酬規定に定められた役位別のベース金額等をもとに、代表取締役社長執行役員が原案を作成、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会において決定しております。また、中長期的な観点から、役員報酬から一定額を役員持株会へ出資し、当社株式を取得する制度を設けております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期に係る取締役に支払った役員報酬総額は、取締役192百万円(うち社外取締役は16百万円)となっております。なお、役員報酬総額には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、多様で優秀な人材が獲得保持でき、また当社の永続的な成長と中長期的な企業価値向上を促すことができる報酬体系としております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成し、株主総会の決議により決定した年間報酬総額の限度額内で、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会において決定しております。また、中長期的な観点から、役員報酬から一定額を役員持株会へ出資し、当社株式を取得する制度を設けております。

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとし、株主総会の決議により決定した年間報酬額の限度額内で、監査等委員の協議により決定しております。

・取締役（監査等委員を除く）の算定方法及びその決定権限

固定報酬については、役員報酬規定に定められた役位別の金額に応じて支給額を決定しております。業績連動報酬については、営業利益、売上高営業利益率等の各指標の前3期実績の平均値と直近の実績値との対比及び直近の期首業績予想値と実績値との対比等をもとに達成度を係数にし、役員報酬規定に定められた役位別のベース金額を乗じて支給額を決定しております。

役員報酬規定及び算定方法の決定権限については、代表取締役社長執行役員が有しております。また、個々の報酬額は上記方法で算定した額と世間水準や社員給与との調和等を勘案し、代表取締役社長執行役員が原案を作成、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会において決定しております。

・役員報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第142回定時株主総会において、年額310百万円以内と決議されております。なお、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、年額300百万円以内（定款で定める取締役(監査等委員を除く)の員数は8名以内、本有価証券報告書提出日現在は5名）と決議されております。

監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第142回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。なお、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額は、年額70百万円以内（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内、本有価証券報告書提出日現在は5名）と決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

総務部が担当しております。
取締役会の開催に際しての事前資料の配付、取締役会欠席時の資料配付等を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）現状の体制の概要

取締役会は取締役10名（うち社外取締役4名）で構成しており、原則月1回開催し、法令及び定款で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務の執行を監督しております。また、業務執行に係る意思決定の迅速化を図るための機関として、経営会議を設置しております。さらに、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外取締役で構成する独立社外役員会を定期的に開催しております。

監査等委員会は常勤監査等委員1名（うち社外監査等委員0名）、非常勤監査等委員4名（うち社外監査等委員4名）の5名で構成し、決裁書類等を閲覧し、取締役会等の意思決定や取締役の業務執行等に関する監査を実施しております。また、適正な監査の確保に向けて、監査等委員である社外取締役、会計監査人及び内部監査室長で構成する連携会議を定期的に開催しております。

（2）監査等委員の機能強化に係る取組み状況

監査等委員の機能強化に係る取組み状況に関しましては、「監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「監査等委員である社外取締役の選任状況」に記載のとおりであります。

（3）会計監査人の状況

会計監査人には恒栄監査法人を選任しており、決算時における監査のほか会計上の判断を必要とする時に指導を受けております。当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、工藤隆則氏、寺田奈美子氏及び白江伸宏氏の3名であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他1名であります。なお、その他は公認会計士試験合格者であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である社外取締役として選任している4名の取締役は、経営者としての豊富な経験、大学教授及び技術系研究者としての豊富な経験、企業法務や会計学に精通した専門的見識等を有しており、外部からの客観的・中立的な経営方針の提案機能、および経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の第154回定時株主総会に係る招集通知については、株主総会当日の20日前である2020年6月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2017年6月28日開催の第151回定時株主総会から、集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月26日開催の第153回定時株主総会から、インターネットによる議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年6月26日開催の第153回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知(狭義)と参考書類を英訳し、当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイト及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会招集通知、決議通知及び臨時報告書（議決権行使結果）をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、IR担当取締役を説明者として個人投資家向け会社説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、年度中間報告書、個人投資家向け会社説明会資料等	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部をIRに関する担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	テイカグループ行動規範の策定
環境保全活動、CSR活動等の実施	レスポンシブル・ケア協議会への加盟、環境ISO14001の取得

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。
内部統制システムの基本方針

1．当社及び子会社からなる企業集団における取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「テイカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。

2．取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報・文書の取り扱いは社内規定に従い適切に保存および管理(廃棄を含む)する。

3．当社及び子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。

4．当社及び子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画、年度計画、年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社及び各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社の業務執行及び経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員が意見交換し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査等委員会補助スタッフを置く。

7．当社及び子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制
当社は、監査等委員会に対して業務の執行状況等の必要な報告をする。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については発見次第直ちに監査等委員会に対して報告をする。
コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、当該通報の内容を監査等委員会に対して報告する。
監査等委員会に対して報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当該子会社の管理を行う部署の管掌役員より、取締役会で報告する。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は2005年10月に制定した「テイカグループ行動規範」において、「反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む」旨を明記するとともに、当社グループの全役職員に配付する社員手帳にも「テイカグループ行動規範」を掲載し、周知徹底を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

（1）対応統括部署の設置
総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援しております。

（2）外部専門機関との連携
本社において大阪府企業防衛連合協議会並びに東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟している他、対応統括部署において平素から警察や顧問弁護士と緊密な連携関係を構築しております。

（3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理
対応統括部署において上記外部専門機関や他企業等との間で情報交換を行い、収集した反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積しております。また、この情報は適宜当社グループの役職員に対して周知し、注意喚起を行っております。

（4）不当要求応対要領の作成
対応統括部署において反社会的勢力への基本的な対応方法等を取り纏めた「反社会的勢力による不当要求応対要領」を作成し、当社グループの全役職員に周知し、万一の事態に備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

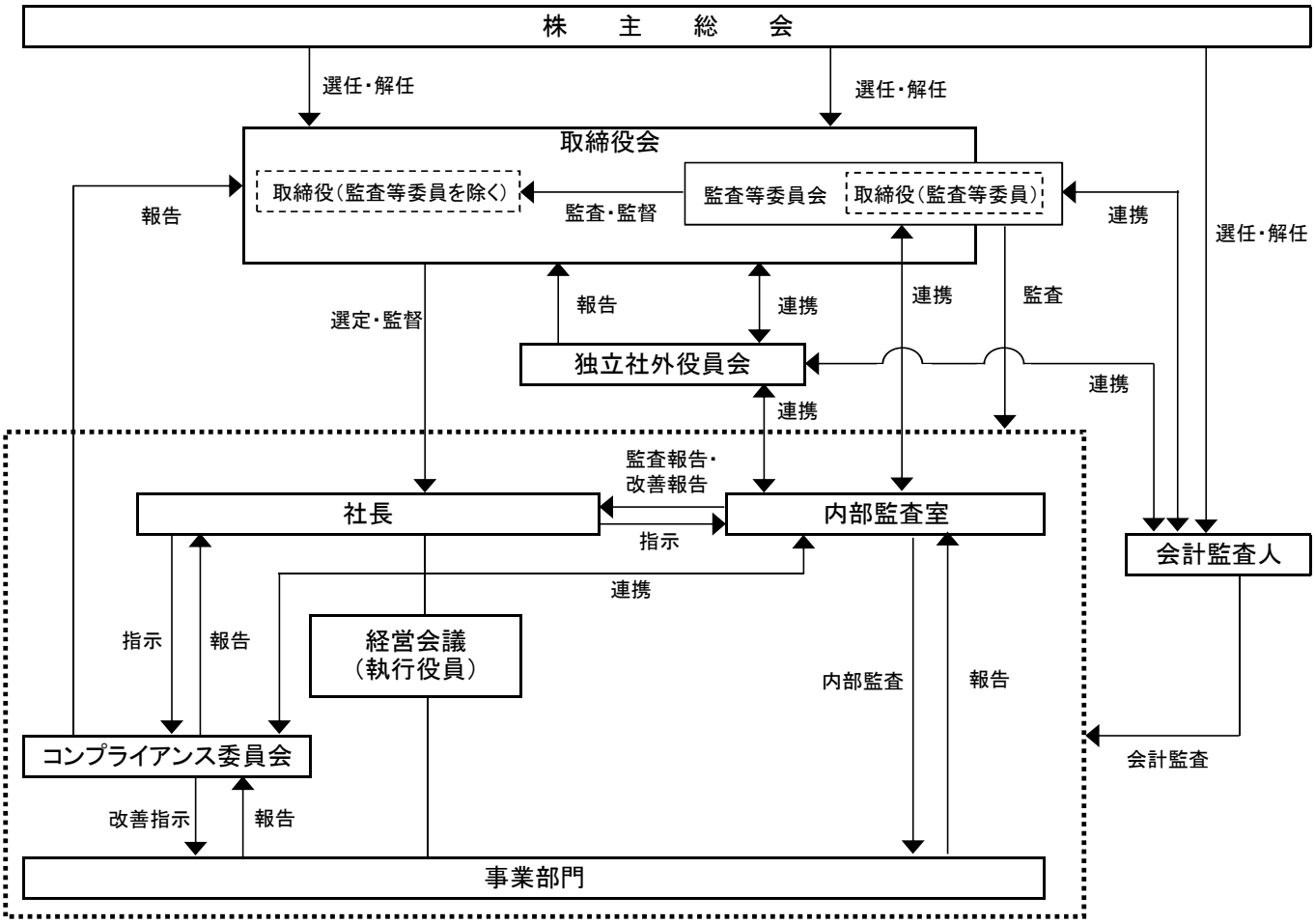
該当項目に関する補足説明 更新

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。
従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、創立以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならないと考えております。
当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、株主の承認を頂き、その後、2017年6月28日開催の定時株主総会において、その一部を変更して「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、その有効期間は2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時までとなっておりました。旧対応方針導入後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直した上（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、2020年6月25日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認を頂きました。
本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続きを提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様に大規模買付者の買付情報及び当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断頂くことを目的としております。
本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。
詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tayca.co.jp/）に記載の2020年5月12日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
1. 当社では適切な会社情報の管理及び開示を目的として、「内部者取引管理規則」、「広報に関する規則」を定めており、これら規則に基づき、以下のとおり会社情報の適時開示に係る社内体制を構築しております。
2. 会社情報が発生した場合、所管部門の長は当該事項を社長及び「情報取扱責任者」である総務部管掌役員へ速やかに報告するとともに、必要に応じ取締役会等に付議または報告することとしております。
3. 総務部管掌役員は、当該会社情報が金融商品取引法、関連法令、金融商品取引所の定める適時開示規則等に基づく重要事実に該当するかどうか判断し、該当する場合は開示内容、方法等の検討を行い、取締役会等による決議または社長の承認の後、速やかに開示することとしております。

【コーポレート・ガバナンスに係る社内体制図】



【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

